

成年後見登記制度

証明書発行で安心、便利!

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を発行することによって登記情報を開示する制度です。



登記はどのようにされるのですか？

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人の嘱託によって登記されます。

また、登記後、登記されている本人、成年後見人などの住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したときは「終了の登記」を、それぞれ申請する必要があります。



証明書を請求できるのは誰ですか？

証明書の交付を請求できる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調和を図る観点から、本人、その配偶者、四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定されています。

どのようなときに証明書(登記事項証明書・登記されていないことの証明書)を利用できますか？



例えば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。

また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自分が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

お問い合わせ先

《成年後見制度について》

静岡家庭裁判所	〒420-8604 静岡市葵区城内町1-20 TEL/054-273-5454
静岡県弁護士会静岡支部 高齢者・障害者総合支援センター 運営委員会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 (静岡地方裁判所本庁構内) TEL/054-252-0008 FAX/054-252-7522
静岡県司法書士会 公益社団法人 成年後見センター ・リーガルサポート静岡支部	〒422-8062 静岡市駿河区稻川1-1-1 TEL/054-289-3700 FAX/054-289-3702
一般社団法人 静岡県社会福祉士会 成年後見支援センター ぱあとなあ静岡	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階 TEL/054-252-9877 FAX/054-252-0016

《任意後見制度(公正証書の作成)について》

静岡公証人合同役場	〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 安藤ビル3階 TEL/054-254-1234, 054-252-8988 FAX/054-251-0944
-----------	---

◆以下の窓口でも相談を受付けています。

静岡市障害者相談支援推進センター(葵区城内町1-1)

TEL.054-275-1816 FAX.054-275-1818

各地区の地域包括支援センター

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

静岡市地域福祉権利擁護センター

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号
静岡市中央福祉センター内
TEL.054-273-8090 FAX.054-273-8118
E-mail●kenriyougo@shizuoka-shakyo.or.jp

いざというときの安心のために
せいねんこうけんせいど

成年後見制度

こんなことが
心配になつたら…

今は元気だけど
将来の生活が不安



物忘れがひどく
通帳やお金の管理が不安

財産の管理



介護などの契約

次々に高額な商品を
買ってしまった



むずかしい契約や手続きが
ひとりでできない



親なき後の財産の管理や
子どもの生活が心配

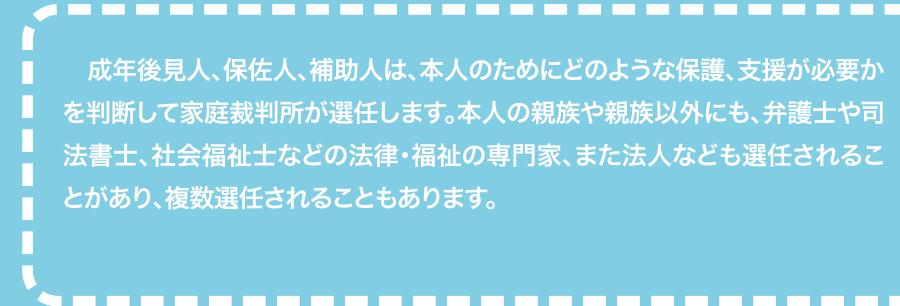
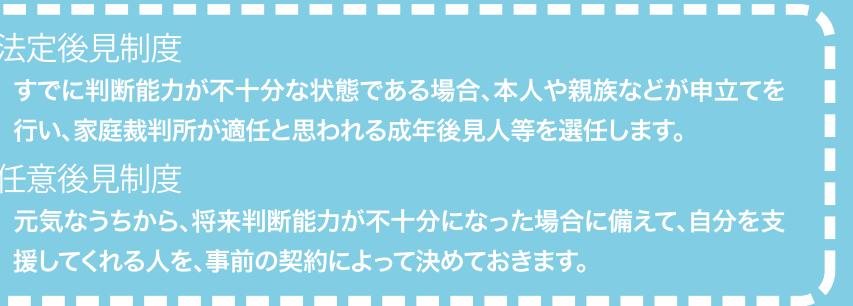


成年後見制度は本人に変わり財産の管理や
介護サービスなどの契約や遺産分割の協議などを支援、代行する制度です。

広げよう福祉の輪 つなげよう地域の輪

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

いざという時のために、知って安心



■成年後見制度には次の様な種類があります。



手続きから援助開始までの流れ

